

令和2年11月定例農業委員会議事録

開会 11月25日(水) 午前9時

(欠席委員)深谷(良)委員、酒井委員、深谷(明)委員、近藤(進)委員、
原田委員、近藤(浩)委員、梶川委員、近藤(雅)委員、
加納委員、太田委員

(事務局出席者)野々山(清)局長、野々山(千)次長、水野主幹、
酒井副主幹、山口主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから11月定例農業委員会議を開催します。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の招集については、議案に係る地区の委員のみとしております。

また、深谷良金委員から、本日の会議を欠席する旨の届出を受けております。

現在の出席委員は農業委員11名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

7番、伊藤健二委員、10番、久野裕吉委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

なお、番号3、番号4につきましては、申請者より取下げの願い出がありましたので、議事より除き、進行します。

【議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見を申し上げます。

野々山委員：申請地につきましては、西側と南側に住宅が建っており、東側は資材置場となっているため、周辺農地への影響はないと思われます。なお、渡し人の方が、現在集合住宅に住んでおりますが、実家が申請地の正面にあり、将来的にはここに帰ることも聞いておりますので、問題はないと思えます。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありました。御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決を採ります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、明知下の件について、地元の深谷委員が欠席です。事務局から説明をお願いします。

事務局：補足で御説明をさせていただきます。

申請地につきましては、もともと土地改良事業で、次三男用地として用意された土地であります。そのため、資材置場として利用されるということでしたので、土地改良上、問題がないか等も含め、土地改良区に確認をしましたが、資材置場として利用することについては、特段問題はない旨の確認をさせていただいております。また、申請地の西側に、分家住宅が既に建てられていること、申請者宅が申請地のすぐ近くにあるということ踏まえ、やむを得ないと判断をさせていただいて、今回、議案へ上げさせていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：確認ですが、行政区転用のお知らせが添付でされているのですが、具体的にどんなものですか。

議長：ただいまの鈴木委員からの御質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局：前回、農業委員会のほうで御説明をさせていただきました排水の同意に近いもので、土地改良区の管理する側溝等に排水をされる場合は、土地改良区の排水同意が必要になりますが、その場合、申請者と土地改良区だけの話合いで終わってしまうため、行政区には側溝に新しく排水が増えることが知らされていない状況になります。そのために、今後、その側溝に排水することを行政区にお知らせをしていただくも

のになっております。

鈴木委員：今回取下げになった4番は、土地改良排水路に排水するため、土地改良だけで協議され、行政区には通知がないので、行政区転用のお知らせを添付させていく流れになるということですか。

事務局：今回取下げということで、一くくりに片づけて申し訳ありませんが、この書類を含めて、不備がありましたので、取下げをしたという状況になっております。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、番号2について採決を採ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第34号 全員賛成2件》

議長：議案第35号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設に対する承認について、事務局からの説明を求めます。

【議案第35号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく市民農園の開設に対する承認について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあった番号1、東山の案件については、地元の太田委員が議事参与の制限に該当しますので、事務局から追加の説明があればお願いします。

事務局：はい、太田委員が議事参与の制限に該当はしますが、太田委員のほうから御連絡をいただき、申請団体の理事会で市民農園として管理していく意思を確認したと聞いておりますので、ここで御報告させていただきます。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
議案第35号について、承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第35号については、承認することとします。

《採決結果：議案第35号 全員賛成1件》

議長：議案第36号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第36号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について、採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第36号 全員賛成1件》

議長：諮問第10号については、伊豆原めぐみ委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：続いて、諮問に移ります。

諮問第10号、農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第10号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

諮問第10号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第10号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第10号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年10月分農地転用届出の受理状況について

イ 農地法第4条の確認願について

ウ 農地法第18条の解約の通知について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：慎重審議ありがとうございました。
それでは、引き続き農地利用最適化推進会議を行いたいと思います。
本日配付しております11月農地利用最適化推進会議の資料を御覧ください。次第に沿って進めさせていただきます。
本日は、3件議題ございますが、一括して担当のほうから御説明をさせていただきます。

- 1 現況証明の取扱いについて
- 2 みよし市農業委員会の要綱等について
- 3 人・農地プランの状況報告

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：続きますが、その他ですが、特にございませんので、このまま終わらせていただきます。
次回、12月定例会につきましては、12月25日の金曜日、午前9時からこの会場にて開催予定としておりますので、よろしく申し上げます。
以上をもちまして、11月定例農業委員会及び農地利用最適化推進会議を終了させていただきます。
皆様、御起立、お願いします。
一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前9時35分)